



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

第6回 カリキュラム・マネジメント



1 教育課程について

＜教育課程＞

学校教育の目的や目標を達成するために，教育の内容を子供の心身の発達に応じ，授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画。

編成主体は学校

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

学習指導要領

学校教育法施行規則

学校教育法

教育基本法

1 教育課程について

【教育基本法】

第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

1 教育課程について

【学校教育法】

第21条

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

（一～十略）

1 教育課程について

【教育基本法】

第5条（義務教育）

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

（3，4略）

1 教育課程について

【学校教育法】

第29条

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち  なものを施すことを目的とする。

第45条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

1 教育課程について

【学校教育法施行規則】

第50条

小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（以下この節において「各教科」という。）、「特別の教科」である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によつて編成するものとする。

2 私立の小学校の教育課程を編成する場合は、前項の規定にかかわらず、宗教を加えることができる。この場合においては、宗教をもつて前項の特別の教科である道徳に代えることができる。

第51条

小学校（第五十二条の二第二項に規定する中学校連携型小学校及び第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校を除く。）の各学年における各教科、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第一に定める授業時数を標準とする。

1 教育課程について

【学校教育法施行規則】

第55条

小学校の教育課程に関し、その改善に資する研究を行うため特に必要があり、かつ、児童の教育上適切な配慮がなされていると文部科学大臣が認める場合においては、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条（中学校連携型小学校にあつては第五十二条の三、第七十九条の九第二項に規定する中学校併設型小学校にあつては第七十九条の十二において準用する第七十九条の五第一項）又は第五十二条の規定によらないことができる。

1 教育課程について

【学校教育法施行規則】

第77条の2

中学校は、当該中学校又は当該中学校が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するため必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして文部科学大臣が定める基準を満たしていると認められるときは、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 学習指導要領について

【学校教育法】

第三十三条

小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

2 学習指導要領について

【学校教育法施行規則】

第52条

小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

第74条

中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

2 学習指導要領について

＜学習指導要領の法的拘束力＞

旭川学力テスト訴訟

（最高裁判所大法廷判決昭和 5 1 年 5 月 2 1 日）

福岡伝習館高等学校訴訟

（最高裁判所第一小法廷編血平成 2 年 1 月 1 8 日）

2 学習指導要領について

<学習指導要領の最低基準性>

平成10年版学習指導要領

学力低下批判激化

2002年1月

「確かな学力の向上のための2002アピール『学びのすすめ』」

「個に応じた指導に関する指導資料－発展的な学習や補充的な学習の推進－」

「最低基準性」の強調と
「発展的な学習」の容認へ

学習指導要領の部分改訂（平成15年改訂）「はじめ規定」の記述の見直し

平成20年版学習指導要領「はじめ規定」原則削除

2 学習指導要領について

＜学習指導要領における教育課程の編成＞

教育課程の編成に当たっては、学校教育全体や各教科（・科目）等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にするとともに、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるものとする。（略）

（小学校学習指導要領（平成29年告示）第1章の第2の1，
中学校学習指導要領（平成29年告示）第1章の第2の1，
高等学校学習指導要領（平成30年告示）第1章第2款の1）

育成を目指す資質・
能力を明らかに

長期的な視点で

発達段階に応じた
縦のつながり

各教科等の
横のつながり

2 学習指導要領について

＜カリキュラム・マネジメントの重要性＞

カリキュラム・マネジメントの充実（第1章第1の4）

4 各学校においては、児童や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

【総則編】小学校学習指導要領（平成29年告示）解説

3 学年・学期について

【学校教育法施行規則】

第59条

小学校の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第60条

授業終始の時刻は、が定める。

3 学年・学期について

【学校教育法施行令】

第29条（学期及び休業日）

公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的な学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的な学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的な学習活動等休業日における円滑な実施及び充実に努めるため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学年・学期について

【学習指導要領】

第1章 総則 第4 授業時数等の取扱い

1 各教科，道徳，特別活動及び総合的な学習の時間（以下「各教科等」という。ただし，1及び3において，特別活動については学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）の授業は，年間35週（第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画し，週当たりの授業時数が児童の負担過重にならないようにするものとする。ただし，各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には，これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお，給食，休憩などの時間については，学校において工夫を加え，適切に定めるものとする。

2 特別活動の授業のうち、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

3 各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は，各学校において，各教科等の年間授業時数を確保しつつ，児童の発達段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。

4 教科書の使用について

【学校教育法】

第34条

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

④ 教科用図書及び第二項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。（改正前②）

＜改正後＞

② 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

5 小学校専科担任制について

【教育職員免許法】

第16条の5

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第四項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校若しくは義務教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

5 小学校専科担任制

【教育職員免許法施行規則】

第66条の3

免許法第十六条の五第一項に規定する教科に関する事項は、学校教育法施行規則第五十条第一項及び第二百二十六条第一項に規定する外国語活動、同令第五十条第一項及び第二百二十六条に規定する道徳、同令第五十条第一項及び第二百二十六条第一項に規定する総合的な学習の時間、同令第五十条第一項及び第二百二十六条に規定する特別活動並びに同令第五十条第二項に規定する宗教とする。



主幹教諭研修

研修テーマに関する法規について

第6回 カリキュラム・マネジメント

